

〔平成28年6月1日(水)13:30 経営会議〕

## 平成28年第2回市議会定例会に付議する案件

|        |     |
|--------|-----|
| 承認案件   | 3件  |
| 条例改正案件 | 2件  |
| 単行案件   | 3件  |
| 補正予算案件 | 1件  |
| 報告案件   | 3件  |
| 計      | 12件 |

## 《承認案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈単行案件〉

◆北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である「北空知学校給食組合」が平成27年11月30日付けで解散により脱退したこと、並びに規約中の条文の整備及び別表について、必要な改正を行うもの。

## ＜改正内容＞

- ・ 条文の整備に関し、所要の改正を行う。(第1条、第3条、第5条関係)
- ・ 別表中、一部事務組合の「北空知学校給食組合」を削る。(別表関係)
- ・ 表題を改めるほか、表の形式及び表記方法を改める。(別表関係)

## 【参考】組織団体数

《変更前》255 団体 (18 市、144 町村、93 一部事務組合)

《変更後》254 団体 (18 市、144 町村、92 一部事務組合)

● 施行期日 総務大臣の許可の日

(市民部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(美唄市税条例等の一部を改正する条例)

専決第3号 平成28年3月31日専決

地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一

部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成28年4月1日付けで施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例等の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

#### <改正内容>

#### 第1条関係

##### 1 市民税

- ・法人税割の税率について、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い見直しを行った。(第34条関係)

美唄市は制限税率を適用 12.1% → 8.4%

- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除について、平成30年度から平成34年度までの5年間に限り医療費控除の対象に特例が設けられたことに伴い条文を新設した。(附則第12条の5関係)

##### 2 固定資産税

- ・法附則第15条第33項及び第42項の条例で定める割合について、太陽光発電設備のうち認定発電設備の対象外の設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備及び都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が新たに取得した公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入により、条文を新設した。(附則第20条の2関係)

##### 3 軽自動車税

- ・軽自動車税に環境性能割が創設されたことに伴い条文を整備及び新設した。(第82条から第85条まで、第87条、第89条から第93条まで、附則第22条の4の3、附則第23条の2から附則第23条の6関係)

##### 4 都市計画税

- ・法附則第15条第42項の条例で定める割合について、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が新たに取得した公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入により、条文を整備及び新設した。(第149条、附則第28条の3関係)

##### 5 国民健康保険税

- ・国民健康保険税の減額について、2割又は5割減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しを行った。(第145条関係)

2割軽減については、 $(470,000円 \times 被保険者数) + 330,000円$

$(480,000円 \times 被保険者数) + 330,000円、$   
5割軽減については、 $(260,000円 \times 被保険者数) + 330,000円$

↓

$(265,000円 \times 被保険者数) + 330,000円$

## 6 その他

- ・修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算されることに伴い条文を新設した。(第21条、第47条、第51条、第52条関係)
- ・その他、地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(第57条の2、第58条、附則第20条の3、附則第29条から附則第29条の5まで、附則第31条、附則第32条関係)

### 第2条関係

- ・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)を地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(附則(平成26年条例第18号)第4条関係)

### 第3条関係

- ・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)を地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(附則(平成27年条例第16号)第5条関係)

●施行期日 一部を除き、平成28年4月1日

〈条例改正案件〉

### ◆美唄市税条例の一部改正の件

地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成28年4月1日付けで施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

#### 国民健康保険税

- ・国民健康保険税に係る課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を540,000円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を190,000円に、それぞれ引き上げる。(第136条関係)
- ・国民健康保険税の減額を行った後の基礎課税額に係る上限額を540,000円

に、後期高齢者支援金等課税額に係る上限額を190,000円に、それぞれ引き上げる。(第145条関係)

●施行期日 公布の日。ただし、平成28年4月1日から適用する。

(保健福祉部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(美唄市へき地保育所条例の一部を改正する条例)

専決第4号 平成28年3月31日専決

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第186号)により、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、多子軽減に伴う多子計算の年齢制限が撤廃されることとなり、この政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日に施行されたことから、美唄市へき地保育所条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

〈改正内容〉

- ・第5条第2項に別表第3により調整するものとして特定被監護者等が2人以上いる場合を追加したことにより、第5条第1項及び第2項を全部改正した。(第5条関係)
- ・「別表第3」を「別表第4」に改正した。(第6条関係)
- ・別表第1に階層区分の認定に関する備考欄を新設した。(別表第1関係)
- ・別表第2に備考の階層区分に認定された児童の属する世帯で所得割課税額が77,101円未満の場合の保育料表を新設した。(別表第2関係)
- ・「同一世帯で2人以上入所、入園又は通所している場合の調整表」を「同一世帯で2人以上入所、入園又は通所している場合並びに特定被監護者等が2人以上かつ課税所得額が57,700円未満の世帯の場合の調整表」に改正した。(別表第3関係)

●施行期日 平成28年4月1日

(都市整備部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市手数料徴収条例の一部改正の件

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能評価

を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部改正により、これらに係る認定手数料を新設するため、美唄市手数料徴収条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・既存住宅の増改築及び設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等の計画の認定事務に係る手数料を新設する。（別表第7 関係）
- ・手数料の額については、北海道建設部手数料条例（平成12年条例第23号）に定められている金額と同額の手数料を定める。（別表第7 関係）

●施行期日 平成28年7月1日

（教育委員会）

〈単行案件〉

◆財産購入の件

- |   |                      |                                                |
|---|----------------------|------------------------------------------------|
| 1 | 購入する財産               | 小中学校コンピュータ機器                                   |
| 2 | 数 量                  |                                                |
|   | 小学校コンピュータ教室用コンピュータ機器 | 115 台他周辺設備一式                                   |
|   | 小学校職員室用コンピュータ機器      | 82台他周辺設備一式                                     |
|   | 中学校職員室用コンピュータ機器      | 57台他周辺機器一式                                     |
| 3 | 購入金額                 | 49,680,000円                                    |
| 4 | 購入先                  | 美唄市字茶志内726番2<br>株式会社 美唄未来開発センター<br>代表取締役 伊藤 一則 |
| 5 | 契約の方法                | 指名競争入札                                         |

◆スポーツ健康都市宣言の件

人口減少や少子高齢化が進む中、子どもたちの運動習慣の定着による体力の向上を図るとともに、高齢者を含め家族と一緒に運動を親しむきっかけづくりを行うことにより、健康づくりに対する市民全体の意識を高めていくことを目的に宣言するもの。

＜宣言内容＞

心身ともに健康で、いきいきと暮らすことは、市民みんなの願いです。

みんなでより良い生活習慣を身につけて、運動やスポーツを楽しみ、いつまでも健やかで笑顔があふれるまちとなるよう、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

私たちは、

- 1 普段から生活のリズムを整え ころもからだも元気に暮らします
- 1 地元の農産物を取り入れて バランスの良い食事を楽しみます
- 1 自分にあった運動やスポーツに親しみ 自分と家族のために 健康管理に努めます

● 制定日 議決日

(病院事務局)

〈承認案件〉

◆ 専決処分の承認を求める件(市立美唄病院条例の一部を改正する条例)

専決第2号 平成28年3月25日専決

市立美唄病院の給食・栄養部門については、医療と密接な関係にあること及び他市の多くの病院が医療技術部に属していることを踏まえ、病院組織の見直しを図るため、市立美唄病院条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月25日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

＜改正内容＞

・医療技術部の分掌に、栄養を加えた。(第2条関係)

● 施行期日 平成28年4月1日

《補正予算案件》

(総務部)

◆ 平成28年度美唄市一般会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《報告案件》

◆ 美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件

◆ 株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件

◆ 繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計) 経営会議資料

◎ 市政報告

「平成27年度各会計決算概要について」

「美唄市土地開発公社の清算終了について」

「熊本地震による被災地への御見舞金について」

◎議員協議会案件

「指定管理者制度に関する運用指針の改正について」

日程(予定)

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 6月1日(水) | 経営会議 | 13日(月) |
| 2日(木)   |      | 14日(火) |
| 3日(金)   |      | 15日(水) |
| 4日(土)   |      | 16日(木) |
| 5日(日)   |      | 17日(金) |
| 6日(月)   |      | 18日(土) |
| 7日(火)   |      | 19日(日) |
| 8日(水)   |      | 20日(月) |
| 9日(木)   |      | 21日(火) |
| 10日(金)  |      | 22日(水) |
| 11日(土)  |      | 23日(木) |
| 12日(日)  |      | 24日(金) |

## 平成28年度 一般会計補正予算案 (第1号)

| 補 正 前 の 額 |         |                                                                                                                    | 15,742,567 |         |       | (千円)    |             |  |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|-------|---------|-------------|--|
| 歳 出 補 正   |         |                                                                                                                    |            | 歳 入 補 正 |       |         |             |  |
| 款 項 目     |         | 事 業 名                                                                                                              | 見 積 額      |         | 見積額   | 財源区分    | 款 項 目 (節)   |  |
| 3         | 民生費     | 地域福祉会館管理運営事業                                                                                                       | 1,099      |         | 1,099 | 諸 収 入   | 21 諸収入      |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 4 雑入        |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 2 雑入        |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | (保険金)       |  |
| 1         | 社会福祉費   | 補正内容 増額                                                                                                            | 需 用 費      | 1,099   |       |         |             |  |
|           |         | 雪害により、光珠内福祉会館の屋根の軒先が破損したため改修するもの。                                                                                  |            |         |       |         |             |  |
| 1         | 社会福祉総務費 |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
| 3         | 民生費     | 恵風園管理事務                                                                                                            | 1,000      |         | 1,000 | 寄 附 金   | 18 寄附金      |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 1 寄附金       |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 2 民生費寄附金    |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | (恵風園費寄附金)   |  |
| 1         | 社会福祉費   | 補正内容 増額                                                                                                            | 需 用 費      | 220     |       |         |             |  |
|           |         | 平成28年4月5日に受けた寄附金を活用し、老朽化が著しい恵風園の備品等の整備を行い、入所者の安心・安全の確保及び利便性の向上を図るもの。                                               |            |         |       |         |             |  |
| 5         | 恵風園費    |                                                                                                                    | 備品購入費      | 780     |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
| 7         | 商工費     | 空知団地企業誘致推進事業<br>【地方創生推進交付金活用事業】                                                                                    | 9,505      |         | 4,752 | 国庫支出金   | 15 国庫支出金    |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 2 国庫補助金     |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 6 商工費国庫補助金  |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | (地方創生推進交付金) |  |
| 1         | 商工費     | 補正内容 増額                                                                                                            | 旅 費        | 505     | 4,753 | 一 般 財 源 |             |  |
|           |         | 地方創生推進交付金を活用し、地域資源を活かした働く拠点づくりを推進するため、美唄ハイテクセンターの環境整備を支援するとともに、社員研修等の受入態勢を整備し、空知団地への企業誘致推進を図るもの。                   |            |         |       |         |             |  |
| 3         | 企業立地対策費 |                                                                                                                    | 委 託 料      | 2,000   |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    | 負担金補助及び交付金 | 7,000   |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
| 7         | 商工費     | 海外向けWDCプロモーション事業<br>【地方創生推進交付金活用事業】                                                                                | 716        |         | 358   | 国庫支出金   | 15 国庫支出金    |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 2 国庫補助金     |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 6 商工費国庫補助金  |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | (地方創生推進交付金) |  |
| 1         | 商工費     | 補正内容 増額                                                                                                            | 旅 費        | 216     | 358   | 一 般 財 源 |             |  |
|           |         | 地方創生推進交付金を活用し、ホワイトデータセンター構想の実現に向け、日本へのデータセンター設置に興味をもつ海外のデータセンター事業者に対し、ホワイトデータセンター構想のプロモーションを実施するもの。                |            |         |       |         |             |  |
| 3         | 企業立地対策費 |                                                                                                                    | 委 託 料      | 200     |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    | 負担金補助及び交付金 | 300     |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
| 7         | 商工費     | 国内外観光客誘致対策事業<br>【地方創生推進交付金活用事業】                                                                                    | 13,260     |         | 6,630 | 国庫支出金   | 15 国庫支出金    |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 2 国庫補助金     |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | 6 商工費国庫補助金  |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         | (地方創生推進交付金) |  |
|           |         | 補正内容 新規                                                                                                            | 旅 費        | 1,376   | 6,630 | 一 般 財 源 |             |  |
|           |         | 地方創生推進交付金を活用し、地域一体の観光地づくりを推進するため、DMOの創設に向けた取り組みを進めるほか、国内観光プロモーションや外国人観光客の受入体制整備を行うことにより、国内外からの観光客誘致や特産品の販路拡大を図るもの。 |            |         |       |         |             |  |
| 1         | 商工費     |                                                                                                                    | 役 務 費      | 250     |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    | 委 託 料      | 11,054  |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    | 使用料及び賃借料   | 548     |       |         |             |  |
| 4         | 交流推進費   |                                                                                                                    | 負担金補助及び交付金 | 32      |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |
|           |         |                                                                                                                    |            |         |       |         |             |  |

| 歳 出 補 正   |           |                                              |            | 歳 入 補 正 |        |         |                |  |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|------------|---------|--------|---------|----------------|--|
| 款 項 目     |           | 事 業 名                                        | 見 積 額      |         | 見積額    | 財源区分    | 款 項 目 (節)      |  |
| 10        | 教育費       | 公民館・市民会館整備事業                                 | 44,150     |         | 44,150 | 一 般 財 源 |                |  |
| 5         | 社会教育費     | 補正内容 増額                                      | 工事請負費      | 44,150  |        |         |                |  |
|           |           | 公民館・市民会館大ホール屋上からの浸水被害を受けた施設の一部について改修工事を行うもの。 |            |         |        |         |                |  |
| 2         | 公民館・市民会館費 |                                              |            |         |        |         |                |  |
| 補 正 額     |           |                                              | 69,730     |         | 69,730 |         |                |  |
|           |           |                                              |            |         | 11,740 | 国庫支出金   | 【一般財源の内訳】      |  |
|           |           |                                              |            |         | 1,000  | 寄 附 金   | 普通交付税 5,871千円  |  |
|           |           |                                              |            |         | 1,099  | 諸 収 入   | 特別交付税 5,870千円  |  |
|           |           |                                              |            |         | 55,891 | 一 般 財 源 | 繰 越 金 44,150千円 |  |
| 補 正 後 の 額 |           |                                              | 15,812,297 |         |        |         |                |  |

# 議員協議会説明資料

- ・ 指定管理者制度に関する運用指針の改正について

総務部契約管財課

## 指定管理者制度に関する運用指針の改正について

【H29 年度からの指定管理者選定（H29 年 3 月末指定期間満了分）から適用】

本市の指定管理者制度導入からまもなく 10 年を迎え、制度の理解も深まってきましたが、より市民サービスの向上を図るため、総務省の全国調査結果や美唄市の選定委員会の意見、さらには施設所管課及び全道市へのアンケート調査結果を踏まえ、「指定の期間」及び「指定議案上程時期」について見直し、制度の改正を行いました。

### 1 指定期間の見直し

指定期間はこれまで全施設ともを 3 年間としていたが、これを指定期間 5 年以内とし、施設の目的、事業内容に応じて施設ごとに設定することとした。（基本 3 年から 5 年の範囲で施設所管課が設定。その理由を付して選定委員会に意見を聴く。）

なお、年度を原則とすることは変更なし。

《見直しの理由》指定管理者における長期的な視点からの経営判断、人材確保、雇用の安定、事業展開、事務の専門性などにより利用者への良質なサービス提供ができるようにするため。

### 2 指定議決案件の上程時期の見直し

指定管理者の指定については、これまで第 1 回定例議会（3 月）に上程していたが、これを第 4 回定例議会（12 月）に上程し指定の議決を得ることとした。

※事務日程 別添

《見直しの理由》指定議決後に行う市と指定管理者との協議、次期指定管理者への引継ぎ等、期間（2 週間→3 か月間）に余裕を持つことで、準備や施設の管理運営がより円滑に進められることにより、利用者への良質なサービス提供ができるようにするため。

## 指定管理者の指定に係る事務日程

| これまで  | H28年度から |                                 |                                                                                              |                  |
|-------|---------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 時期    | 時期      | 所管課                             | 選定委員会・契約管財課                                                                                  | 市議会              |
| 10月まで | 6月まで    | 募集要項・仕様書等の検討・作成                 |                                                                                              |                  |
|       |         | 選定委員会へ募集要項(案)等提出                |                                                                                              |                  |
| 11月   | 7月      |                                 | 選定委員会<br>・公募の募集要項の審査<br>・公募によらない選定理由の審査                                                      |                  |
| 1月    | 9月      | 募集要項配布<br><br>募集受付開始            | 募集について広報紙・HP掲載                                                                               |                  |
|       |         |                                 |                                                                                              |                  |
| 2月    | 10月     | 指定管理者候補者の通知<br>(選定委員会終了後)       | 選定委員会(1次審査)<br>・非公募、公募に係る申請内容の確認<br>・非公募による指定管理候補者の決定<br><br>選定委員会(2次審査)<br>・公募による指定管理候補者の決定 |                  |
|       | 11月     |                                 |                                                                                              |                  |
| 3月    | 12月     | 指定管理者への指定通知<br>(指定議決終了後)        |                                                                                              | 指定管理者指定<br>審議・議決 |
|       | 1～3月    | 指定管理者との協議<br><br>管理者交代の場合、引継ぎ事務 |                                                                                              | 新年度予算<br>審議・議決   |
| 4月    | 4月      | 協定書締結<br><br>業務開始               | 新年度からの指定管理施設について<br>広報紙・HP掲載                                                                 |                  |